



東筑波開発に期待 知事ら 湯袋～筑波神社を歩く

十一月九日午前九時三十分
岩上知事、県道路課長、土浦
土木事務所長、土浦支庁長、
石岡市長、桜井県議、鬼沢県
議ら約三十名が、東筑波開発
の観光道路計画をたてるため
に来町した。

これは十月六日に八郷筑波
線県道改修促進陳情を関野
町長が石岡市長、筑波町長
と共に桜井県議らの協力を
得て行つたゝめ、現地視察
となつたものです。（以下
その同行記）

(広根場林道は、営林署管内のもので、第一期工事二キロが完了、引き続いて、風返峠までの延長工事の請願を県当局に関係者がしている) 林道は東筑波の中腹を一直線に風返峠に向けて通り、登り下りはほとんどなく、一望千里というところか。二キロほど行くと林道は切れ、一同下車した。道らしい道はなく、杉木立を過ぎ(写真の場所) 風返峠に出る風返峠の鳥居のところで小休止。筑波町に向って出発(この道路は、小幡十三塚・筑波町に至るもので県道である。東筑波の開発は風返峠と筑波神社線が力ぎとされている)。終始岩上知事は先頭で、登り下りとも元気そのもの、道案内が遅れるあり

今まで、筑波町に無事到着した。——

以上のコースを観光バスでも往復できるようにして、とするものがそのネライであるが、

岩上知事は「茨城といえば筑波山、筑波山といえば茨城県といわれる程の筑波であり、東筑波は私が考えていたよりはるかに素晴らしい。この道路は、観光道路としてはもちろん、産業道路として開発すべきだと思う。さらに調査を進め、本県の総合開発の一つとして着々計画を立て、行きたい。」と語り、湯袋から風返峠の道路など、とくに絶好のコースだとしているのでその計画が期待される。

たのは、地区一般や団体(二
十日会、柿岡未亡人会、青年
会)の協力は勿論、小・中学校
生が「不幸な友達にあたった
い冬を」とそのまごころが
つたからなのです。柿岡小学校を例にとると、
いちはやく四年生が見舞い
品を集めることをきめ、学
級の代表でつくられる中央
委員会は全校に呼びかけ、
それぞれ学級自治会は、
①一人当たりの額はきめない
②衣類はあまり悪くない
の。③一週間以内に行う。
などを決定した。

— 雜 誌 人 壴 閃 動 —

△十一月七日付
新任課職名
税務課
小幡支所
總務課
厚務課
稅務課
兼務課
廣報課
務務課
木本務課
保險課
土保課
總課
林出
十一月
納支
二日
室所付
課課課課課課長
久助富野大岩鑓佐金富派谷

田野伸進	島藤佳子	田奈悦子	久保義夫	川口洋治	本坂寛之	田枝洋子	川照子	保田美代子
(新保険課)	シズ江	奈都子	江	シズ江	奈都子	久保義夫	川口洋治	本坂寛之

よりだ今会

第3回

整については、三十三年度に新市町村建設補助金交付指定を受けて、有線放送電話施設事業と新町建設計画の調整事業の二つをとりあげ、前者は三十三年度内に完成了が後者は三十四年度に繰越し継続して、このほど計画書の印刷が

この計画調整の事業とは、昭和二十九年に作られた建設計画書に対し、その後変更を必要とする部分や新農村建設計画等を総合、調整する仕事で役場庁舎の建築が昭和三十一年度に行われる計画であつたものを昭和三十四年に行う事に計画変更し、その間に有線放送事業を行ふ事を追加計画された等が大きく調整された部分です。

新町建設計画の調整は原案通り可決し、続いて町議会議員選挙区設定条例を廃止する

正しい理想論である。農業委員の選挙が最初より一円制であり、議会議員選挙のみ小選挙区制は社会の大勢に逆行する。議会議員として町民の理想要望に正しく応いる義務と責任を痛感する」と提案理由の説明があつた。

この議案の賛否をめぐり、賛成派の萩原、滝田、鈴木(英)小松崎議員は「同じ八郷町の町民でありながら他地区の候補に投票出来ないのはおかしい。大選挙区は理想であり、

消防整備五ヶ年

計画完了 動力化さる

伊勢湾台風たすけあい
伊勢湾台風の罹災者を救おうと、助け合い運動が実施されたことは、既報のとおりでござが、その結果はたくさんの見舞金品となりました。
見舞金 二十万九千円
見舞品 白米三十五石
衣類等約二千三百点
十点

中学生たち
元舞金は八千百五十九円とな
り、同校の鈴木先生は「子供達
の力がこれほどまでにある
ことは思いませんでしたね、見
直しましたよ」といつて居る
ことでしょう。

徳、吉田李平、鞋部栄助、
友部来三、杉山森一、市塚
長一、大久保祥助、滑川好
道、真家憑、小林平右衛門
赤ちゃんコンクール

大選挙区条例17条 10で否決

町議会第三回臨時会は、十一月十九日、八郷公民館で二十八名の議員を招いて開会式を行った。午前十時三十分開会、「八郷町建設計画の調整について」と野村透議員の案が審議された。

理想を現実に近づけるのが我々の任務である。」といふ、
反対派の関、渡辺、鈴木(重)
土田議員は「大選挙区は理想であり現実的でない、広大な
地域を有する八郷町は、やはりその地区の実情を良く知つて解決に当らなければならぬので、現在の選挙区制がよい」などと以上八名の議員より、
交々に賛成、反対の討論があり、無記名投票による採決の結果、

伊勢瀧台風見舞金募集結果表

地区別	一般	小学校		中学校	合計
		円	円		
柿岡	25,610	柿小 8,159	片小 1,650	4,310	39,759
小幡	24,200		6,425	1,250	31,875
芦穂	11,180	第一 3,985	第二 1,920	2,864	19,949
恋瀬	11,090	大増 2,220	恋小 4,215	2,080	19,605
瓦会	11,605		5,345	1,608	18,558
園部	18,776	第一 3,375	第二 3,656	1,545	27,352
林	8,680		3,124	2,010	13,814
小桜	18,680	第一 4,654	第二 1,466	2,361	27,161
合計	129,821		50,224	18,028	198,073

その他、柿園地区20日会1,000円・柿園走人会・青年会10,000円

議会、役場、教育委員会、学校、青年、婦人、社会教育委員、民生委員、保護司、学識経験者によって構成される役員は次のとおりです。

11月11日、12日、13日に1,090余名が参加

靖国神社参拝

<感激の遺族たち>



No. 4

参拝をすました遺族たち

短歌 林 懇月

靖国神社に参拝して

靖國のみ盡の前に額けば

勇姿浮びて思ひあふる、

何事も忘れて淨き黙禪を

唯一筋に捧ぐ姿ぞ

大いなる社の神に鎮まりて

永久に護らん國の榮えを

農林省においては本年度より酪農の振興を合理的におしすゝめるため、酪農振興法による指定町村を優先的に酪農経営改善事業の実施にあたることになり、本県で本年度十五ヶ町村が指定され、本町も指定を受けた。本事業は酪農の合理的な經營を図ることが目的で、乳牛の導入事業、飼料増産事業、乳牛の飼養管理事業、共同利用施設の整備事業などが逐次実施されることになつたので、酪農家にとつては今後明るい希望がもたれるものと期待される。

まづ本年度の事業の一つとして、乳牛の飼養管理事業のうち、乳牛産乳能力検定指導事業が実施され、町内乳牛百二十頭（申込による）に対し県の指導員のもとに、(1)飼料給与の合理化の実施、(2)駄牛の淘汰並びに適期種付、(3)搾乳期間の短縮が行われている。

明るい見とおしの果樹栽培

栗と柿の振興協議会が誕生

本町の栗や柿の栽培は、いままで無統一だったため、販売その他のいろいろな支障があつた。それがこのほど町の栗や柿の生産者が団結し、生産から販売まで組織的な、安定した経営をはかると、その振興協議会が発足した。

今後における本町の果樹栽培は、明るい希望がもたれるものと期待される。

各協議会の役員は、次のとおりです。

柿振興協議会役員

会長 藤代 達（芦穂）

副会長 桜井 幸雄（林）

顧問 岩崎 喜福（小桜）

監事 桜井 平左衛門

顧問 桜井源五左衛門（小幡）

監事 桜井平左衛門

顧問 桜井平左衛門

昭和33年度八郷町国民健康保険決算状況



社会福祉協議会支部分会結成現況表 34.11.10現在

地区	区の数	世帯数	結成分会数	会員数	加入世帯の%会費納入分	会費納入額	支部長
柿岡	18	953	15	629	67	12	40,750
小幡	22	756	13	386	52	6	14,730
芦穂	15	719	12	392	55	10	22,980
恋瀬	14	714	15	624	87	10	34,860
瓦園会	11	580	11	475	82	5	13,200
園部	28	786	18	458	58	18	28,920
林	11	591	11	460	78	11	37,590
小桜	14	627	14	520	83	9	28,440
合計	133	5,726	109	3,944	69	81	221,470

社協約四千戸が加入

○町のいろいろな福祉活動に対する、皆様の御認識とご協力により、全戸会員加入

○支部、分会の未結成地区は

ここに報告をかねて厚くお礼申上げ、今後共ますますご支援ご協力を賜わりたく存じます。

運動も気運大いにあがり、十

一月十日の現況は別表のとお

に一段の創意とご協力をお願

いいたします。

○支部長主催のもとに分会長各

位が協議の上、支部福祉活動

に一段の創意とご協力をお願

いいたします。

○その他社会福祉について、

支部（地区）のご意見などを

新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(1)直営診療施設整備拡充費補助金等は右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(2)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(3)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(4)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(5)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(6)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(7)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(8)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(9)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(10)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(11)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(12)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(13)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(14)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(15)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(16)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(17)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(18)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(19)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(20)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(21)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(22)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(23)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(24)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(25)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(26)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(27)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(28)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(29)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(30)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(31)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(32)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(33)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(34)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(35)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(36)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(37)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(38)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(39)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(40)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(41)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(42)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(43)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(44)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(45)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(46)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(47)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(48)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(49)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(50)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(51)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(52)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(53)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(54)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(55)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(56)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(57)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(58)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(59)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(60)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(61)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(62)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(63)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(64)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(65)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(66)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(67)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(68)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(69)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(70)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(71)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(72)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(73)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(74)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(75)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(76)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(77)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(78)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(79)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(80)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(81)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(82)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(83)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(84)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(85)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(86)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(87)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(88)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(89)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(90)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(91)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(92)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(93)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(94)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(95)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(96)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(97)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(98)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(99)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(100)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(101)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(102)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(103)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(104)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(105)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(106)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(107)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(108)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(109)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(110)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(111)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(112)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(113)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(114)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(115)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(116)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(117)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(118)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来の交付方式に問題が多いの

(119)新法では右の(1)については、負担金に改めるとともに、從来